

2022年1月5日

お客さま各位

株式会社富山銀行

**マイナンバー未提出のお客さまにおける「一般NISA口座のみなし廃止措置」の
実施について**

いつも、富山銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和3年度税制改正により、2017年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座（一般NISA口座）を保有されているお客さまで、2021年12月31日時点でマイナンバー（個人番号）をお届けいただいていないお客さまにつきましては、2022年1月1日をもってNISA口座が廃止（みなし廃止）されました。

本件に関してご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。

※詳細につきましては、別添の日本証券業協会作成のリーフレットをご確認ください。

以 上

マイナンバーを未提出の状態 一般NISA口座を 開設しているお客様へ

**一般NISA口座を開設している証券会社にマイナンバーを
まだ提出していないお客様は、2022年1月1日をもって
NISA口座が廃止される可能性があります。**〈下図参照〉

※2021年12月末時点で一般NISA口座で保有していた商品については、非課税保有期間(5年間)の満了により、課税口座(一般口座または特定口座)に払い出されます。

※NISA口座の廃止後は、改めて口座開設を行うことによって、NISA口座を再開設することができます。

※つみたてNISAを利用している方は、マイナンバーは提出済みですので引き続きNISA口座を利用することができます。

2018年以降に
一般NISA口座を開設された方

2017年以前に
一般NISA口座を開設された方で
2018年以降も
NISAを利用している方(※1)

2017年以前に
一般NISA口座を開設された方で
2018年以降、
NISAを利用していない方

マイナンバーは提出済みですので
2022年以降も引き続き
NISA口座を利用できます

**マイナンバーを提出していない場合は
2022年1月1日をもって一般NISA口座が
廃止される可能性があります(※2)**

※1. NISA口座で買付を行っていない場合、2018年分以降の非課税投資枠が設けられている場合には、マイナンバーは提出済みです。また、一般NISAでなくともつみたてNISAを利用されている場合には、マイナンバーは提出済みです。

※2. 詳しくは、NISA口座を開設しているお取引先の証券会社までお問合せください。

一般NISA口座で保有する商品のロールオーバーを希望される場合や、2022年以降も引き続きNISA口座のご利用を希望される場合には、各証券会社が定める期限までに、マイナンバーを提出する必要があります。

詳しくは、NISA口座を開設しているお取引先の証券会社までお問合せください。